

理容所の措置基準

	基 準	根 拠
器具等の衛生措置	皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと	法 9-1-1
	皮膚に接する布片は、客一人ごとに取り替えること	法 9-1-2
	皮膚に接する次の器具は、客一人ごとに次の方法で消毒すること 器具：刈り刀、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみり、その他皮膚に直接接触して用いる器具 ○かみり及びかみり以外の血液が付着している器具 消毒前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等で器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄 消毒：煮沸消毒（2分） イソノール消毒（76.9～81.4%イソノール水溶液・10分） 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.1%以上の水溶液・10分） ○かみり以外で血液が付着している疑いのない器具 消毒前によく洗浄 消毒：紫外線消毒（85 マイクロワット/cm <sup>2</sup> ・20分） 煮沸消毒（2分） 蒸気消毒（80℃・10分） イソノール消毒（76.9～81.4%イソノール水溶液・10分） 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.01%以上の水溶液・10分） 逆性石けん消毒（0.1%以上の水溶液・10分） グルコン酸カルシウム消毒（0.05%以上の水溶液・10分） 両性界面活性剤消毒（0.1%以上の水溶液・10分） （平成12年10月11日付滋生衛第1041号生活衛生課長通知参照）	法 9-1-2 規則 24  規則 25-1-1 イ 規則 25-1-1 ロ 規則 25-1-1 ハ  規則 25-1-2 イ 規則 25-1-2 ロ 規則 25-1-2 ハ 規則 25-1-2 ニ 規則 25-1-2 ホ 規則 25-1-2 ヘ 規則 25-1-2 ト 規則 25-1-2 チ
	毛をそるために用いる石けん液は、客一人ごとに新しいものと取り替えること	条例 2-1-4
	消毒された布片及び器具は、消毒されていないものと区別して保管すること	条例 2-1-5
	消毒液は、随時取り替え、常に有効なものを使用すること	条例 2-1-6

法：理容師法

令：理容師法施行令

規則：理容師法施行規則

条例：大津市理容師法施行条例

細則：大津市理容師法施行細則

理容所の措置基準

	基準	根拠
作業の衛生措置	理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない	法 6
	理容所以外で、業をしないこと（次の場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病等の理由で理容所に来ることができない場合</li> <li>・ 婚礼等の儀式の直前に参列者に行う場合</li> <li>・ 社会福祉施設に入所している者に行う場合</li> <li>・ 警察署等に収容されている者に行う場合</li> <li>・ 災害時に避難所で被災者に行う場合</li> <li>・ 興行場等で出演者に行う場合</li> <li>・ 市長が別に定める場合</li> </ul>	法 6 の 2 令 4-1-1 令 4-1-2 条例 4-1-1 条例 4-1-1 条例 4-1-2 条例 4-1-3 条例 4-1-4
	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔そりの作業中はマスクを使用すること	条例 2-1-2 条例 2-1-3
	手指は、常に清潔に保つこと	条例 2-1-1
理容所全体	常に清潔に保つこと	法 12-1-1
	理容所（便所を除く）の床面積は、理容用いす 2 脚までは 10.7 m <sup>2</sup> 以上とし、2 脚を超える 1 脚ごとに 3 m <sup>2</sup> を加えること	条例 3-1-1
	待合所は、理容を受けている者以外の者をみだりに出入りさせないように作業所と区画すること	条例 3-1-2
	床、腰板には、ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、ﾘﾝｳｰﾑ、板等不浸透性材料を使用すること	規則 26-1-1
	採光、照明、換気を充分にすること	法 12-1-3
	直接の理容作業面の照度を 100 ルクス以上とすること	規則 27-1-1
	理容所内の炭酸ガス量を 5 cm <sup>3</sup> /ℓ以下に保つこと	規則 27-1-2
	衛生的な給水設備及び排水設備を設けること	条例 3-1-6
作業・消毒設備	理容の用に供するいすの数に応じて、十分な数量の布片及び器具を備えること	条例 3-1-4
	洗場は、流水装置とすること	規則 26-1-2
	消毒設備を設けること	法 12-1-2
	消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること	条例 3-1-3
その他	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること	規則 26-1-3
	外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること	条例 3-1-5
	常時 2 人以上の理容師が従事する理容所の場合は、管理理容師を置くこと	法 11 の 4-1
	検査確認済証を理容所内の見やすい場所に掲示するものとする	細則 3-2